

こ 支 虐 第 388 号
令和 8 年 8 月 24 日

各都道府県知事 殿
各指定都市市長 殿

こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

「子ども・若者総合相談センター及び子ども・若者支援地域協議会運営指針」
について

今般、地域の関係機関が連携し、困難を有するこども若者を支援する体制の整備・充実を促進することを目的とする、子ども・若者総合相談センター及び子ども・若者支援地域協議会について、その効果的な設置や活用が促進されるよう、「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」（平成 22 年 2 月 23 日付け府政共生第 228 号内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定）を廃止し、新たに「子ども・若者総合相談センター」の運営指針を盛り込んだ、「子ども・若者総合相談センター及び子ども・若者支援地域協議会運営指針」を別添のとおり策定したので、内容について了知いただくとともに、各都道府県知事においては、貴管内市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）に対して周知を図られたい。

なお、本指針は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。